

広報

あち

7月

2010 JULY No.197



3分団Bチーム

主な内容

- 国保税(医療費分)を15%引き上げます…2P~3P
- 「阿智荘」増床について(Q&A) ……6P~7P
- 阿智村産業振興公社が設立しました ……8P
- 阿智村の機能性食品のとりくみ ……9P
- 村税等の滞納状況…11P
- 保育料を改定します…18P

阿智村消防技術大会

6月27日(日)、浪合グラウンドにおいて、村の消防技術大会が行われ、全13チームがポンプ操法技術を競い合いました。

ポンプ操法の部

優勝 2分団B

小型ポンプ操法の部

優勝 3分団B・準優勝 5分団A・3位 6分団

●阿智村のホームページ

<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

私たちの村(7/1現在) 人口6,994人 男3,392人 女3,602人 世帯2,344戸

平成22年度の 国民健康保険税（医療費分）を 15%引き上げます

六月九日に阿智村国民健康保険運営協議会を開催し、平成二十二年度の阿智村国民健康保険税の税率改定について審議いただきました。協議会の答申に基づき、阿智村議会六月定例会に阿智村税条例の一部改正議案を上程し、可決されました。

医療費については、平成二十一年度は前年度に比べ一人当たりの医療費が約10%伸びました。平成二十一年度の四月、五月請求分の医療費の状況を見ると、前年度対比で20%以上の伸びが見られます。

また二十二年度分の課税所得は対前年比約16%減となり、国保税も約11%の減収が見込まれます。

平成二十二年度は、当初予算で約四千万円の基金繰入を必要としており、税率改定をしない場合は、更に一千万円近くを基金から繰入しなければならぬ状況となってきました。

このようなかで、当初予算以上に基金を繰入れることなく国保会計を運営するには、国保税の医療費分については、15%の引き上げをお願いしなければならぬ状況となりました。景気低迷により所得が減少する中で、皆様の負担が増すわけですがご協力をお願いいたします。

税率表

区 分		所得割	資産割	均等割	平等割	賦 課 限度額
医 療 給付費分	H22年度	3.89%	14.00%	12,200円	16,100円	50万円
	H21年度	3.35%	12.28%	10,200円	15,100円	
	増減額（率）	0.54%	1.72%	2,000円	1,000円	
後期高齢者 支援金分	据 置	2.10%	9.72%	8,200円	6,400円	13万円
介 護 納付金分	据 置	1.64%	9.95%	7,700円	6,000円	10万円

国保財政調整基金の推移

単位：千円

区 分	20年度末	21年度末	22年度末 (見込)
基金残高	180,282	150,152	111,322

平成22年度 阿智村国民健康保険特別会計の収支見込み

◆支払わなければならない額 598,227千円

医 療 費 400,670	〔内増加見込〕 68,572	高額医療費 拠出金(12%) 64,604	後期高齢者 拠出金 81,967	介護 納付金 28,419	その他 22,567
------------------	-------------------	-----------------------------	------------------------	---------------------	---------------

◆収入見込(改訂前) 520,907千円

国・県補助金 167,929	国 保 税 105,767	高齢者医療交付金 128,194	繰入金 23,477	基金繰入 39,333	その他 56,207	77,320
-------------------	------------------	---------------------	---------------	----------------	---------------	--------

この部分が不足します

改 訂 後

◆収入見込(改訂後) 598,227千円

国・県補助金 167,929	国 保 税 105,767	高齢者医療交付金 128,194	繰入金 23,477	基金繰入 39,333	その他 56,207	増収額 繰越金 35,000	補助金 34,106
-------------------	------------------	---------------------	---------------	----------------	---------------	----------------------	---------------

増税分 8,214

阿智村国民健康保険税 Q&A

Q1 国民健康保険税は何のために使われるのですか？

A 私たちが病気やケガをしたときに安心して医療機関等で受診できるように、ふだんからお金(国民健康保険税)を出し合い、お互いに助け合っているという制度です。

医療機関で支払う医療費は、実際にかかった費用の一部(原則二割)で、残りの七割の半分が皆さんから納めていただく国民健康保険税で賄われ、残り半分が国・県・村の公費により賄われます。

Q2 国民健康保険税の税率はどのようにして決まるのですか？

A 国民健康保険税は、加入者全員が負担する医療給付費分、後期高齢者支援金分と、四十歳以上六十五歳未満の加入者(介護保険第二号被保険者)が負担する介護納付金分で構成されています。

このうち医療給付費分の税率は、まず国民健康保険加入者全員の医療

給付費等の必要総額を推計します。そこから国、県、村からの補助金を差し引いた残りが、医療給付費分の国民健康保険税として必要な額となります。

〔医療費の総額〕－〔国・県・村からの補助金〕＝必要となる国保税の額

この必要な税額に合わせて、国保加入者の「所得」「資産」「加入者数」「世帯数」をもとに税率を決定します。

後期高齢者支援金分と介護納付金分は、それぞれの保険制度を維持するために必要な額の二分の一を保険税として納めていただくこととなります。

Q3 国保税率を改訂しなければならぬ原因は何ですか？

A 国保税率を改訂し、皆さんに負担増をお願いしなければならぬ原因は主に次の二つとなります。

①医療費の増加 対前年比二十％の医療費増が予想されます。

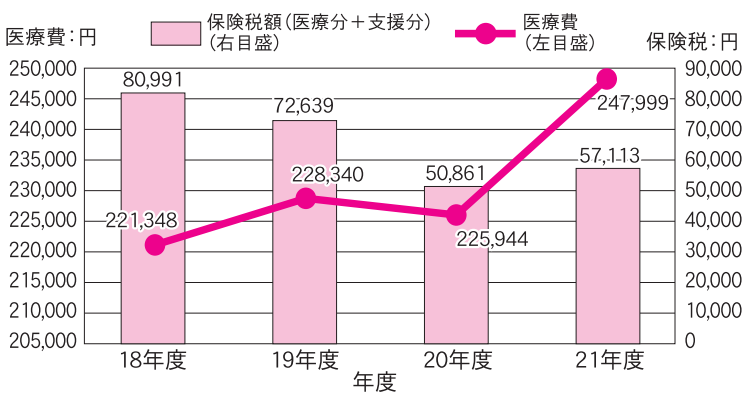
②景気等の影響による課税所得の減少 昨年十億円あった課税所得が、今年約八億四千万円(△十六・八九％)に減少し、保険税収入が不足します。

Q4 今回の改訂で、一世帯当たりの税負担はどうなりますか？

A 前年度と所得が変わらない世帯の場合、国保税(医療費分+支援金分)で平均約九％の負担増となる見込です。

なお、平成十八、十九年度で国保税(医療費分)を約十％減額していますので、今回の改訂で減額前(平成十七年度)程度の負担になることとなります。

国保加入者一人当たりの医療費と保険税の推移



国保税額 (例2)

世帯主(45歳)、妻(42歳)、子ども2人の4人世帯
世帯主の前年所得 250万円、妻の所得 50万円
固定資産税額 10万円

区分	医療費分	後期高齢者支援分	介護保険分
1 所得割	91,026	49,140	38,376
2 資産割	14,000	9,720	9,950
3 均等割	48,800	32,800	15,400
4 平等割	16,100	6,400	6,000
1+2+3+4=税額 (100円未満切捨)	169,900	98,000	69,700
国民健康保険税 (年額)	337,600円 (改訂前 314,200円)		

国保税額 (例1)

世帯主(67歳)、妻(66歳)の2人世帯
世帯主の前年所得 80万円(年金収入200万円)、妻の所得 0円
固定資産税額 5万円

区分	医療費分	後期高齢者支援分	介護保険分
1 所得割	18,283	9,870	非該当
2 資産割	7,000	4,860	非該当
3 均等割	19,520	13,120	非該当
4 平等割	12,880	5,120	非該当
1+2+3+4=税額 (100円未満切捨)	57,600	32,900	非該当
国民健康保険税 (年額)	90,500円 (改訂前 83,100円)		

※均等割、平等割 2割軽減該当

国民健康保険税の軽減について

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格）や“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険税が、22年4月より軽減されます。

◆対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34に該当する方

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

◆軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

◆軽減期間

離職日の翌日から翌年度までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の
失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

☆軽減を受けるには雇用保険受給資格者証と印鑑をお持ちになって、届出をしてください
出納室税務係 ☎43-2220(内線248・249) へお問い合わせください。

ご存じですか？介護保険制度 No.9

～介護保険料のことでよくある質問にお答えします～

介護保険制度は平成12年4月からスタートしています。制度を運営していくうえで、皆さんに納めて頂いている介護保険料は欠かすことのできないものです。

今回は、介護保険料に関してお問い合わせの多い内容をまとめました。



私、介護保険料を払っていない気がするけど大丈夫かしら？

介護保険料は40歳以上の皆さんにお支払い頂きます。

40歳から64歳までの方は、加入している医療保険の保険料と一緒に徴収されます。国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税として徴収されます。国民健康保険税のなかに、介護保険料として「介護納付金」が含まれています。

65歳を過ぎると「介護保険料」のみを、直接村へ納めて頂くようになります。65歳の誕生日が過ぎてから、村より介護保険被保険者証と介護保険料の納入通知書をお送りしますので、郵送物のご確認をお願いします。



税金や役場関係の支払いは口座振替の手続きをしてあるはずだけど…

口座振替は料金ごとそれぞれに手続きが必要です。既に税金関係の手続きをしても、合わせて介護保険料を口座振替することはできません。以下の物をお持ちになって、手続きにお出かけください。

持ち物：預貯金通帳、通帳の届け出印



介護保険料って年金天引きじゃないの？

65歳以上の方で、年額18万円以上の老齢・障がい・遺族年金の給付を受けている方は、「特別徴収」として年金から介護保険料が天引きされます。しかし、次の場合は納入通知書または口座振替により納めていただく「普通徴収」となります。

- ★年度の途中で65歳になった場合
- ★他の市区町村から転入してきた場合
- ★老齢、遺族、障がい年金が年額18万円未満の場合
- ★年金差し止めなどで年金が停止した場合
- ★年金担保となった場合

上記の理由以外でも普通徴収となる場合があります。詳しくは役場民生課までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：阿智村役場 民生課(内線242) TEL 43-2220

「阿智荘」増床等について

Q & A

特別養護老人ホーム「阿智荘」増床等を含む補正予算が六月定例村議会でも決成立しました。そこで、これらに係わる住民の皆さんの疑問にQアンドAでお答えします。

Q なぜ「阿智荘」を増床するのですか

A 特養に入所申込みされながら入所できない「待機者」が四十五名(平成二十二年六月三十日現在)います。全国には入所者と同数の四十二万人余りが待機しています。入所申込者はさらに増えることが予想され、施設整備が急がれています。

Q 阿智村で特養待機者が多いのはなぜですか

A 四十五名は郡下で最多です。これに次ぐのが、特養等介護施設を多く抱える阿南町の三十八名です。本村と同規模かそれ以上の人口を持つ近隣町村と比較して、六十五歳以上の独居(十五%)及び六十五歳以上

だけの世帯割合(二十六%)が高くなっています。家族介護の基盤が脆弱です。待機者のうち、同居して介護している方の四割が就労しています。また、配偶者のいない介護者が六名いるのも特徴です。介護度が低くても入所を希望されるのは、独居(七人)や認知症(八人)のためと考えられます。

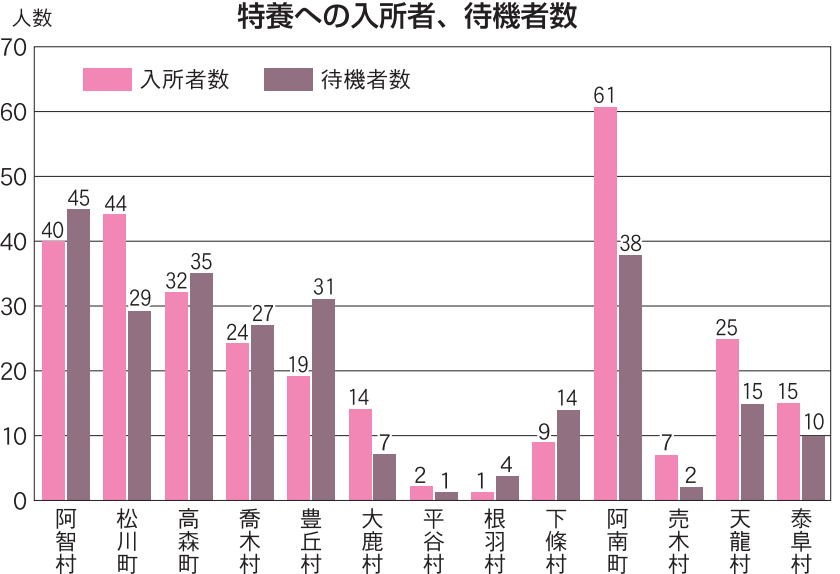
※認知症の方は身体的な不自由さが少ないため、低く認定される傾向があると指摘されています。

Q 増床が三十床なのはなぜですか

A 既存の五十に三十を加えた八十床は、経営安定化の目安とされる数字です。増床分三十床のうち、十五床は本村の方が優先的に入所できます。また、ショートステイを数床増床します。しかし、これによってすべ

ての待機者が解消されるわけではありません。特養増床には多額の建設費用が必要で、今回増床分として見込んでいる五億円の建設費用には県の補助金と基金を充てます。資金は限られています。一方で訪問介護サービスや、通所介護サービス等の拡充により、高齢化する在宅介護者等の支援を進めなくてはなりません。

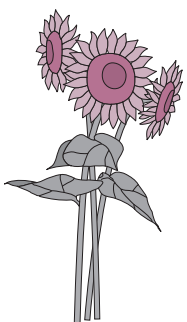
特養への入所者、待機者数



Q 阿智荘に隣接するデイサービスセンター「幸寿苑」はどうなりますか

A 幸寿苑は解体されます。これに伴い浪合地区の「えんばな」を改修して利用定員を十五名増やし三十名にします。山際にあるため、幸寿苑を残して阿智荘を増床するのには、多額の造成費用を要することなどが一因です。「えんばな」の隣には、

常駐医師のいる診療所があります。デイサービスセンターは在宅介護を支える大きな柱です。そのあり方については、利用者の介護度や認知症への対応、地域性等を考慮し、住民の間での十分な議論が必要です。



阿智荘増床関係予算の内訳

区分	項目	金額(千円)	備考
歳入	県補助金	170,820	5,694千円×30床
	基金繰入金	51,750	阿智荘財政調整基金より
		367,657	公共施設整備基金より
	計	590,227	

区分	項目	金額(千円)	備考
歳出	賃借料	177	土地借地料
	委託料	17,500	阿智荘増床工事設計監理
		1,750	阿智荘改修工事設計監理
		800	えんばな改修工事設計監理
	工事請負費	500,000	阿智荘増床工事
		50,000	阿智荘改修工事
		20,000	えんばな改修工事
	計	590,227	



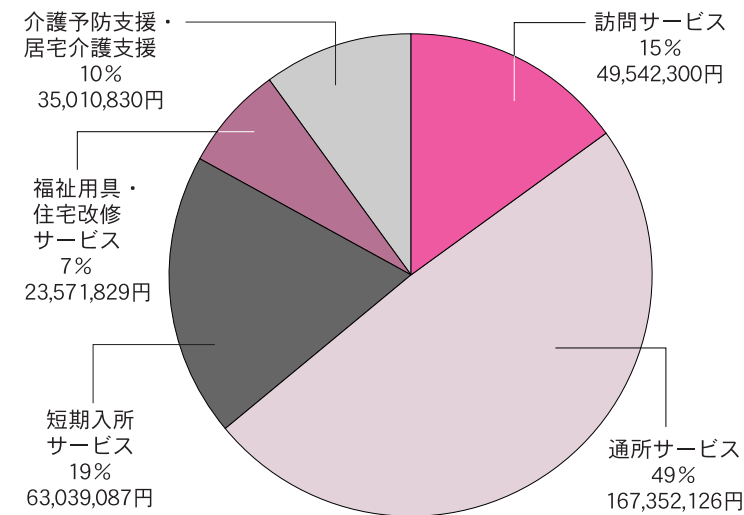
「えんばな」の内部
(福祉の学習会で中学生が訪問)

Q

施設の形態は従来型、それと
七個室・ユニット型ですか

※ユニット型では、おおむね十人以下でグループ分けし、それぞれをひとつの生活単位として、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行います。

平成21年度 在宅サービス内訳 (給付費)



「まじい」との答えをいただきました。従来型を基本にユニット型の公共空間も取り入れ、二人部屋をベースに個室も併設する案が浮上しています。さらに保健福祉審議会を中心に住民の皆さんの声を反映させながら細部を詰めてまいります。

A

プライバシーの保護や生活の選択の自由性等により、認知症ケアにも有効といわれるユニット型ですが、従来型より建設費用が割高で、専門の研修を受けた職員がユニットごとに必要な点、さらに利用者の負担が大きいため、従来型を見直す動きがあります。阿智村保健福祉審議会(高齢者福祉分科会)からは「多くの方が利用可能とするために、ユニット型(全室個室)ではなく、従来型を基本とした施設が望ましい」との答

Q

介護保険料への影響は

A

保険で全体に必要な介護費用の九割をまかない、一割は利用者が自己負担します。この保険で給付する九割の半分を税金、残り半分を保険料によって運営しています。市町村には三年ごとに介護保険事業計画の策定が義務づけられていて、これにより保険料の見直しも図られます。現在の第一号被保険者(六十五歳以上)月額基準額四千二百五十八円は平成二十三年度まで変わりませんが、二十四年度からは新しい保険料体系になります。給付費の総額は介護保険が始まった平成二十二年比で、昨年度は二・六倍の六億五千万円にまで膨れ上がりました。第一号被保険者の保険料基準額も倍額に迫る勢いです。新たに十五人(要介護二程度)の方が阿智荘に入所されると第一号被保険者の月額保険料が三百円余り上がるとの試算もあります。



一般社団法人「阿智村産業振興公社」が設立しました。

阿智村の農業は、昭和五十年から進められた各種土地改良事業によって区画整理及び排水対策（乾田化）がされた優良農地において、水稲・畑作・野菜・果樹・畜産等土地利用型農業がはじまり施設園芸作物など多様な農業が展開されてきました。

しかしながら農作物の輸入自由化による農産物価格の低迷、世界的経済不況、農業従事者の高齢化や少子化による後継者（担い手）不足などによる農家戸数の減少が加速的に進み、遊休荒廃農地の増大など、阿智村農業の将来は極めて憂慮される事態となってまいりました。

このようななか、平成十五年に村内の耕種農家と畜産農家が連携した資源循環型農業を確立するため、堆肥センターが建設され、優良有機（完熟堆肥）を活用した「有機活用農業振興会」「有機生産組合」を設立し、安全で安心農産物栽培農業を合い言葉に「有機の里づくり」の実践活動を農家の皆さんの代表が組織する営農支援センターで進められて

まいりましたが、農業振興事業をさらに拡大・発展的に進めるために、関係者並びに消費者からの信頼を得ることを念頭に置くとともに、「年金プラス五十万円〜百万円」の実現に向け

- ① 専業農家と担い手の育成
- ② 農業に向け生きがいを求める新規就農者及び帰農者の支援
- ③ 阿智村農業を維持・発展させるため農業者が生きがいを感じられる環境づくり
- ④ 「有機の里づくり」の実践活動による、阿智村独自認証農産物の生産と販売
- ⑤ 遊休荒廃農地の防止と農用地を有効活用した付加価値型農業の推進
- ⑥ 農産物の有利販売の拡大

以上の項目について取り組みます。阿智村が掲げる基盤産業「農業」の発展と地域社会経済の活性化を図り、持続可能な村づくりを進める組織として「一般社団法人阿智村産業振興公社」が設立されました。

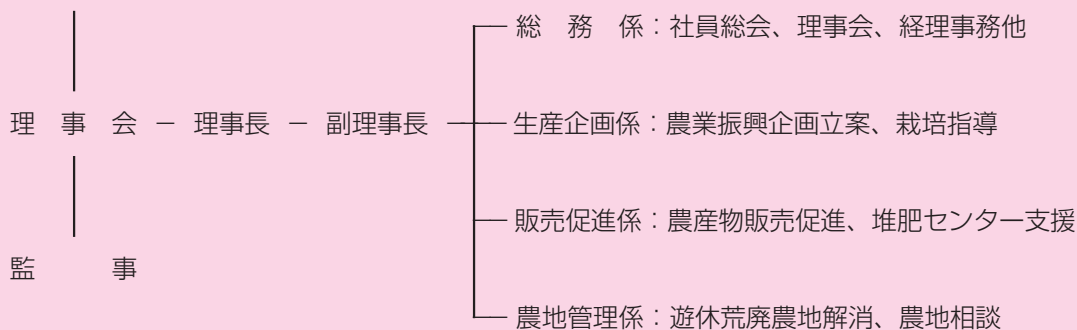
◇公社の役員、運営体制

①役員（敬称略）、事務局

理事長	村澤 勲	副理事長	園原 一典						
理事	原 哲夫	熊谷 智徳	河合 正寿	井原 敏文	原 紘一	渋谷 章行	後藤 等		
	桜井喜美夫	佐藤 正子	井原未喜子						
監事	小笠原啓次	木下 秀直							
事務局	河合 隆文	長谷川恵一	原 秋喜	伊東 敏明	桜井 朋和	桜井 弘志	塩沢 京子		

②機関・組織

社員総会 - 社員



③事務所

住所 〒395-0301 長野県下伊那郡阿智村春日3220（JAみなみ信州阿智支所内）
電話 45-2130（FAX兼用） e-mail：achieino@dia.janis.or.jp

阿智村の機能性食品のとりくみ

ア 農業

- ①担い手が減少…15年間で21%減少
……………新規就農
- ②遊休荒廃農地の増加
184ha→61haの復旧可能農地
- ③農業生産額の減少
- ④何をやるか
→作付けしやすい作物
- ⑤健康指向→機能性食品

イ 産業・地域おこし

- ①工業（基盤が海外へ）
- ②観光業への取り組み
- ③若者の就労の確保
- ④集落の将来像
- ⑤農産物加工

ウ 健康づくり・医療

- ①がん検診・特定健診受診者が少ない
- ②介護保険認定者の中で重症の方が多く
- ③がん・脳卒中の方が多く
- ④医療費高騰・国保税の上昇
- ⑤中学生に血糖値の高い生徒が多い

ア イ ウ → 現状を打開する有力な作物

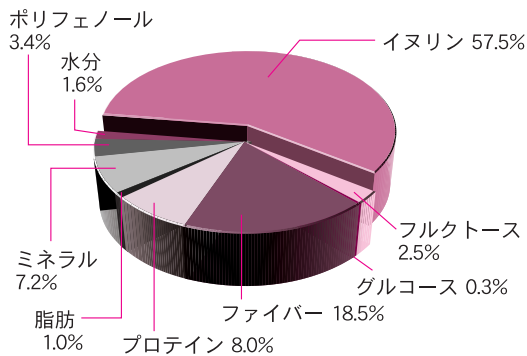
- ・機能性食品（ニンニク、菊芋、ヤーコンなど）の作付・加工
- ・村民の健康づくりから遊休荒廃農地の復旧、そして地域の活性化

注目される食品＝菊芋

（機能性食品）

（ニンニク・ヤーコンは次回）

乾燥粉末成分表（ドイツベルリン工科大Dr）



「菊芋」……北米大陸原産、17世紀にヨーロッパに伝わり、日本には江戸末期に伝わる。

……イヌリン（多糖類）を約60%含み血糖値を下げる。また、体内ではほとんど吸収されず、水に溶け食物繊維となる。

……イヌリンはイヌラーゼ酵素で分解し、フラクトオリゴ糖になり、善玉菌のビフィズス菌などのエサになる。

……イヌリンは、ゲル状となって腸内での糖の吸収をおさえる。

……ヨーロッパでは「21世紀の食材革命は菊芋から始まる」という考え方が定着。

- 「菊芋」は今、日本全国で人気沸騰中
- 脳卒中の重大原因……高血圧・高血糖予防、改善に有効

・遊休荒廃地に何を植えるか…

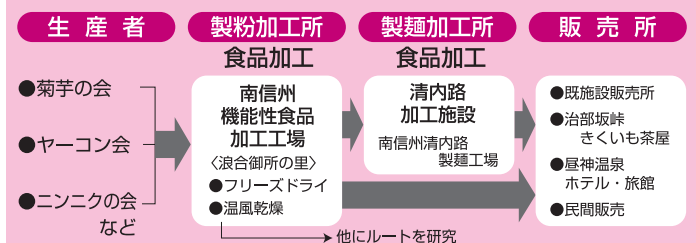
技術的生産しやすい機能性食品に取り組む
（ニンニク、菊芋、ヤーコン）

【作目】

【生産者】

- ニンニク …… ひるがみにんにく生産組合等
- ヤーコン …… 農事組合まっかっか等
- 菊芋 …… 44戸農家が作付（約3ha）

機能性農産物・食品プロジェクトの流れ



①菊芋の花畑



②南信州機能性食品工場（浪合御所の里）



③南信州清内路製麺工場（清内路峠）



④治部坂峠きくいも茶屋（治部坂峠）

六億六、〇七七万円の大規模補正

補正予算の主な内容は、

①「特別養護老人ホーム阿智荘」の三十床増床に五億千七百五十万円。これにあわせ「阿智荘」にスプリングクラーの設置等の改修工事五千七百五十万円を計画しました。また、「阿智荘」の増床には、既存のデイサービスセンター「幸寿苑」を解体しなければ増築することができないため、「幸寿苑」の機能を浪合の「えんばな」で対応することとし、そのための改修費が二千八十万円必要となります。この大きな事業は、県からの補助金一億七千八百二十万円と、残り四億九百二十三万円を貯金の取り崩しで行われます。

②ショッピングタウン「ピア」内に阿智村、平谷村、根羽村三か村の「戦略会議」が中心となって店舗を開設します。この店舗は、巡回バス・西部コミュニティバス等の待合所、西部三か村の特産品のアンテナショップ、障がいのある皆さんの就労支援を目的とし、「夢のつばさ」の皆さんが運営していくことで進められています。西部三か村で改修費用の一部と家賃分を負担するもので、阿智村分として百二十四万円を計上しました。

③当初予算でコンバイン・乾燥機の購入として八百万円を予算化しましたが、作付計画をみる中で今年のところは購入を見送り、大豆・ソバ収穫用コンバインの借上料補助十五万円に変更としました。

④浪合にある「宿り木の湯」を地元の皆さんが一ヶ月間試験的に運営をしましたが、安心してお客様をお迎えするには施設の改修が必要となり、緊急性等を考え二億十六万の改修工事を行うこととなりました。

これらを含め今回の追加補正により、補正後の予算額は五十九億七千七十七万円となりました。

又、五月末で出納閉鎖が行われ、二十一年度の決算がほぼ固まりました。詳しくは九月決算議会後の広報十月号でお知らせしますが、一般会計では、二十二年度への繰越財源を差し引いた後に約四億六千万円の繰越金をだすことができました。特別会計においても、それぞれ黒字の決算となりました。

阿智村ふるさとづくり寄附金について

平成20年6月スタートしました「ふるさとづくり寄附金」ですが、21年度中に96件722万4千円のご寄付を頂きました。詳細については別表のとおりで、全額を基金として積立いたしました。なお、21年度に子育て支援のため基金60万円を取り崩し図書購入に充てました。

又、法人の皆さんによる「満蒙開拓平和記念館」へのご寄附は、12件265万8千円となりました。多くの皆さんのご寄附誠にありがとうございました。

(金額：千円)

事業の種類	20年度		21年度			計	
	件数	金額	件数	金額	取り崩し	件数	金額
農村記録写真に関する事業	1	20	1	20		2	40
山本慈昭平和記念館に関する事業	2	12	14	77		16	89
歴史・文化・景観保全に関する事業		0	1	20		1	20
満蒙開拓平和記念館に関する事業	1	10	70	6,241		71	6,251
福祉、子育て支援、人材育成に関する事業	4	755	4	710	600	8	865
昼神・治部坂ほか産業振興に関する事業	1	10		0		1	10
事業指定無し	7	211	6	156		13	367
基金利子				1			1
計	16	1,018	96	7,225	600	112	7,643

満蒙開拓平和記念館基金 12件 2,657,657円

平成二十一年度末の

村税及び税外収入金の滞納状況

平成二十一年度末の未収金(滞納)総額は八二、四五二千元(現年度分三一、八一五千元、滞納繰越分四九、六三七千元)で、収納率九四・九%(現年度分九七・七%、滞納繰越分三九・二%)、前年比四四・六千円の増となりました。

村税では固定資産税を中心に、未収額三一、八七一千元、収納率九五・六%(現年度分九八・三%、滞納繰越分四四・四%)前年比四、二六五千円の減となっています。その他、保育料、住宅使用料にも多額の未収金があり、一般会計全体で四三、六一三千元となりました。

また、国民健康保険税の未収額は、現年度分七、九五〇千元、滞納繰越分七、九九二千元、前年比一、八七七千円の増で一五、九四二千元となっています。

水道料は、五、二七〇千元(現年度分一、一一五千元、滞納繰越分四、一五五千元)、下水道使用料では、四、七二二千元(現年度分三、九四八千元、滞納繰越分七七三千元)、前年比一、四六六千円の増となっております。加入者負担金にも多くの未収金があり

ます。特別会計全体で、前年比四、五三五千円増の三八、八三九千円となりました。

納税(料)は、村民として果たすべき最大の義務であることは言うまでもないことですが、当村においては、今までにない多額な未収金(滞納)になっております。村としては、これまでも徴収対策に努力してまいりましたが、最近の景気低迷もあり、滞納状況が改善されるどころか悪化の一途をたどっています。

税(料)は、村が行う各種基礎的の公共サービスの原資であり、持続可能な村づくりには欠くことのできないもので、村民の皆様に公平、平等にご負担をお願いしているわけです。善良な納税(料)者の皆様は、不公平感を持たれることのないよう、滞納者に対しては、これまで以上に強制的徴収(滞納処分「財産調査、財産差押等」)を強化、推進し、徹底した滞納対策に取り組んでいきます。今後も公平・公正な賦課徴収業務に取り組み、収納率向上を図ってまいりますので、ご協力ご理解をいただきますようお願いいたします。

村税及び税外収入金の未収金額と収納率

(単位：千円)

会計	区分	調定額	収入済額	未収額	収納率(%)	対前年比(%)
一般会計	村税	718,732	686,861	31,871	95.6	0.6
	住宅使用料	40,546	35,916	4,630	88.6	1.7
	保育料	32,672	31,948	724	97.8	△0.6
	別荘土地使用料等	16,225	13,208	3,017	81.4	0.8
	ケーブルテレビ使用料・手数料	55,754	54,639	1,115	98.0	△0.2
	温泉使用料	36,626	35,360	1,266	96.5	0.2
	他	19,637	18,647	990	95.0	△0.1
	小計	920,192	876,579	43,613	95.3	0.6
特別会計	国民健康保険税	134,896	118,954	15,942	88.2	△0.5
	水道使用料	151,389	146,119	5,270	96.5	0.1
	下水道使用料等・加入者分担金	129,040	112,188	16,852	86.9	△0.7
	他	149,171	148,396	775	99.5	0
	小計	564,496	525,657	38,839	93.1	△0.4
合計		1,484,688	1,402,236	82,452	94.4	0.1

後期高齢者医療の
被保険者の皆様へ

八月は被保険者証(保険証)定期更新の月です

現在お使用の保険証(黄色)は、「有効期限 平成二十二年七月三十一日」で使えなくなります。八月一日までに「有効期限 平成二十三年七月三十一日」と記載された、新しい保険証(桃色)を郵送します。

●保険証が届いたら…

記載事項を確認してください！住所、氏名、一部負担金の割合など、保険証の記載内容を必ず確認してください。

なお、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までの一部負担金の割合(一割または三割)を、平成二十一年中の所得に基づき、改めて判定しているため、負担割合が変わっている場合もあります。

保険証に関するお問い合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合
事務局 資格管理課 資格管理係

〒三八〇〇九三五

長野県長野市大字中御所七九一五

NOSAー長野会館二階

☎〇二六―二二九―五三三〇(代表)

または、

阿智村役場

民生課 健康・保健係

☎四三―二二二〇(内線二四二)

介護教室を行いました

六月に村内五ヶ所で介護教室を行いました、三十九名が参加され、介護ホーム「そら」の橋本理学療法士さんから、介護する方もされる方も少しでも楽に体を動かせるコツを学びました。

体を動かすにはまず「心」を動かすこと。相手に「こうしたいなあ」という気持ちになってもらうことが大切だと気づきました。

そして、椅子から立ち上がる時や床から起き上がるとき、自分はどうしているかを実際にやってみました。

椅子から立ち上がるには、浅く腰をかけて、おじぎをするように体を前に倒して立ち上がっています。この動きを妨げないように介助すると、

相手も自分も無理なく介護ができることを体験しました。

介護やサービスに関するご相談は、自立生活支援センターにお気軽にお問い合わせ下さい。

自立生活支援センター

電話 四五―一一四〇

「いども広場」へ

おいなんよ！

毎週木曜日と毎月第三土曜日に保健センター二階で、小さいお子さんの遊び場として、また、お母さん、お父さん、お家の方達の交流や情報交換の場として開催しています。また、毎週火曜日は、浪合支所でつどいの



こども広場

広場「わくわく」も同様に行っています。「わくわく」は、近所に畑を借りてサツマイモ作りもしています。

今年は、新たなスタッフとして「熊谷佳世さん」が加りました。子育ての相談にも応じますので、お子



熊谷佳世さん

さんを通して
れてお出
かけくだ
さい。

交通事故に遭われた方の
保険金請求に関する
無料相談所

○名称 社団法人日本損害保険協会
長野自動車保険請求相談センター

○電話番号

〇二六―二二六―三五八二

○受付日時 月曜日～金曜日(祝日を除く) 九時～十二時および十三時～十七時(来訪相談を希望の場合、要事前連絡)

○概要

・専門の相談員がご相談に応じます。
・弁護士による相談も設けています
(無料・要予約)

人事異動

〈平成二十二年七月一日〉

村職員等

() 内は旧任

これまで、保健師等を「保健センター係」としていましたが、建物の名前と混同しご迷惑をおかけしておりました。今回、「健康増進係」と改め、村民の皆さんの健康管理のお手伝いをさせていただきます。

【ふるさと整備課】

▽課長兼阿智村機能性食品推進協議会事務局長 園原一吉(ふるさと整備課長)

【地域経営課】

▽地域経営課付 阿智村産業振興公社 派遣 河合隆文(公社設立準備室長)
▽地域経営課付 阿智開発公社派遣 岡庭敬芳(観光ネットワーク構築準備室長)

▽地域経営課付 阿智村産業振興公社 派遣 長谷川恵一(宮農支援センター係長)

【民生課】

▽健康増進係長 岡田里子(保健センター係長)

【協働活動推進課】

▽大下修身(出納室)

【出納室】

▽熊谷 宏(協働活動推進課)

貸金業法が

大きく変わりました

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、六月十八日より貸金業法が大きく変わりました。

改正のポイント①

【過剰貸付の規制(総量規制)】

貸金業者からの借入残高が年収の三分の一を超えている場合は、新規の借入ができなくなりました。
(注)

- ・貸金業者とは、例えば、消費者金融、クレジットカード会社です。
- ・銀行のカードローンなど貸金業者以外からの借入は対象外。
- ・住宅ローン、自動車ローンについては総量規制の対象外。

改正のポイント②

【金利体系の適正化】

今までの出資法の上限金利(二・九・二%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じ十五%〜二十%)が上限となりました。

平成22年度 自衛官等募集案内

	一般曹候補生	自衛官候補生	
資格	18歳以上27歳未満	18歳以上27歳未満	
		【男子】	【女子】
受付期間	平成22年8月1日～9月10日	年間を通じて行っています	平成22年8月1日～9月10日
試験日・第1次試験	平成22年9月18日	平成22年9月19日又は25日	平成22年9月26日
	航空学生	看護学生	防衛医科大学校学生
資格	高卒(見込み含む)21歳未満	高卒(見込み含む)24歳未満	高卒(見込み含む)21歳未満
受付期間	平成22年8月1日～9月10日	平成22年9月6日～10月1日	平成22年9月6日～10月1日
第1次試験(学科)	平成22年9月23日	平成22年10月23日	平成22年10月30日、31日
	防衛大学校学生		
資格	高卒(見込み含む)21歳未満		
	【推薦試験】	【一般試験】	
受付期間	平成22年9月6日～9日	平成22年9月6日～10月1日	
試験日・第1次試験	平成22年9月25日、26日	平成22年11月6日、7日	

借金の返済は一人で悩まず、お早めに相談を！

「多重債務相談窓口」

関東財務局長野財務事務所理財課

☎〇二六―三三四―五二二三まで
(法律の詳しい内容は金融庁HP
で確認ください。)

※ 詳しくは、自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所までお問合せください。

☎0265-22-2613

大規模災害医療救護 訓練が行われます

八月二十九日(日)午前八時～十一時三十分、阿智第一小学校グラウンド(雨天時、第一小学校体育館)において飯伊地区包括医療協議会主催の大規模災害医療救護訓練が行われます。

大規模災害時(東海沖地震など)における災害に備えるため、医療救護体制の整備や自治体・自主防・医療機関・消防署等の関係機関による地域ぐるみの災害訓練を目的として、応急救護所訓練・避難所訓練・心肺蘇生訓練など計画しています。

詳細につきましては、後日広報等でお知らせしますが、村民の皆さん今からご都合をつけて参加ください。

問合せ先

阿智村役場総務課

☎四三二二二〇(内線二七二)

オウム真理教犯罪被害 者給付金のご案内

オウム真理教による、松本・地下鉄サリン事件等の犯罪行為により身体的被害を受けた方やご遺族に給付金支給が行われています。

申請期間は平成二十二年十二月十七日までです。

被害にあわれた方は、申請手続きなどをご説明いたしますので、お問い合わせください。

長野県警察本部警務部警務課

犯罪被害者支援室

☎〇二六―三三三―〇一〇

(代表)

木造住宅耐震診断 申込み受付

専門家による無料の耐震診断の申込を受け付けています。

本人の費用負担なし(無料)で、村が専門家を派遣し、耐震診断を行います。

○対象住宅

村内にある、昭和五十六年五月三十一日以前に建築された木造戸建住宅。

○申請者 対象住宅にお住まいの方

○費用

申請者の方の費用負担はありません(無料)

○申込み受付

診断をご希望の方は、平成二十二年八月十三日までに役場総務課までお申し込みください



平成22年 国勢調査の お知らせ

総務省統計局
都道府県・市区町村

10月1日現在で

全国いっせいに国勢調査を行います

国勢調査は、統計法という法律に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。大正9年から5年ごとに行われ、今回が19回目となります。平成22年国勢調査は、人口減少社会にある日本の未来を描く上で、欠くことのできないデータを得るために実施するものです。

9月下旬から

調査員がおうかがいします

調査員が皆様のお宅を訪問し、調査票と提出用の封筒をお配りします。



○その他

既に簡易耐震診断を受けた方で、詳しい診断により、耐震改修を検討される場合は、精密診断を受けることができます。

お問い合わせ

役場総務課 ☎四三二二二〇

(内線二七二)

あなたにしか出来ない ことがあります。

何の心構えもなく、突然目の前の人や倒れたり、あなたはどうしますか。その場に居合わせたあなたにし

かできないことがあります。それは救急車が到着するまでのあいだ、あなたの手で応急手当をおこない救命のリレーをスタートさせることです。消防署では、下記の日程で普通救命講習会を開催します。中学生以上ならどなたでも参加できますので、九月九日「救急の日」にちなんで、大切な人を守る知識を学んでみませんか。ちょっとした勇気さえあれば、人の命を救うための手助けは誰にでもできることです。

日時

九月十二日(日)午後一時三十分

から午後四時三十分まで(三時間)
場所 飯田広域消防本部 三階大会議室

内容 普通救命講習(一)(応急手当の重要性・心肺蘇生法・止血法)

募集人員 受付先着順三十名

申込期間 八月十六日(月)から九月三日(金)まで

申込方法

(1)最寄りの消防署にて、受講申込書にご記入いただきます。

(2)申込みには、氏名・生年月日・住所・連絡先電話番号が必要となります。

その他

(1)講習会の費用はいりません。

(2)筆記用具を持参してください。

(3)実技可能な服装でお越しください。

(4)駐車場が手狭ですので乗合せ等にご協力ください。

お問い合わせ

飯田消防署救急係

☎〇二六五―二二一〇―一九

「鶴巻荘」の運営を (株)鶴巻に

これまで阿智開発公社が運営していましたが、今年度「鶴巻荘」は、四月から(株)鶴巻が運営することになり

ました。今回「指定管理者制度」により管理者を募集したところ三社から応募があり、審査により(株)鶴巻を候補者として選定、三月定例会において議会の議決をいただきました。

指定管理者制度とは、民間にできることは民間に、サービスの一層の向上、住民福祉の増進を目指すもので、

現在二十三の村の施設がこの制度により民間の皆さんで管理運営されています。鶴巻荘の場合には、次の七つの条件を付し募集がされました。

①指定管理者は、本村に本社を置く、本村在住者を含む者により構成された法人であること。

②原則として、現在の阿智開発公社の運営(施設、利用料金、従業員等)を引き継ぐこと。

③②の条件のうち、施設、利用料金を変更する場合には事前に村の同意を必要とする。

④指定管理者は、運営上必要となる改修等を行うことができる。ただし、指定管理者が投下した、建物と一体となった物件についての所有権は請求できないものとする。

⑤村は運営経費の負担は行わない。指定管理者は毎年村に土地代として

二、二二二、六七八円を、建物分として六百万円を支払うものとする。

⑥建物は現状で引き渡すものとし、修繕等の必要が生じた際は、指定管理者の負担で行うこと。

⑦建物火災保険料は指定管理者の負担とする。

以上の経過により鶴巻荘の管理運営は、(株)鶴巻が平成二十二年四月一日より十年間行っていく予定です。

なお、阿智開発公社は「ゆつたりくな辱神」の運営を引き続き行うとともに、公益法人として地域開発に関する調査研究等、本来の業務を進めていきます。

阿智村交通安全指導員 を紹介します

七月十三日に村長から六名の方が委嘱されました。任期は、平成二十二年七月十三日〜平成二十四年七月十二日の二年間となります。よろしくお願ひします。

【交通指導員の主な活動】

- ・街頭指導、シートベルト調査
- ・各小学校の交通安全教室
- ・各種イベント等での交通整理

- ・交通安全協会が開催する事業への協力
- ・火災、交通事故時の交通整理
- ・交通死亡事故の現地診断 など



春日原 喜信



伍和原 政義



智里東 水上勝利



智里西 熊谷信夫



浪合 常盤房夫



清内路 櫻井弘道(新規)

不法投棄・野焼き禁止について

村内で不法投棄・野焼きが増えています。不法投棄・野焼きは法律で禁止されています。絶対しないようにし、阿智村の綺麗な景観をみんなで守りましょう。

☆廃棄物及び清掃に関する法律第十六条で不法投棄禁止、同法第十六条の二で野焼きが禁止されています。

☆同法第二十五条で不法投棄若しくは、野焼きを行ったものは、「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科（懲役と罰金の両方が科せられる意味）する。」となっています。

◎不法投棄

不法投棄は、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。原因者は、撤去を求められるとともに、重い刑罰が科せられます。

長野県下の不法投棄の罰金刑の事例

事例の概要	罰金刑
ごみ収集日に出すのが面倒であるとの理由から、残飯などの家庭ごみの投棄を繰り返し、出勤途中の車の窓から道路付近に家庭ごみ 約0.6kgを投棄した。	罰金 20万円
年末の大掃除で出たごみを処分するに際し、分別するのが面倒であるとの理由から、山林内の2箇所にて靴や教材など約107kgを投棄した。	罰金 50万円
アパートから退去を求められた際に出た家電製品や衣類などの不用品の処分に困り、約260kgを山林内に投棄した。	罰金 50万円
住宅の新築や転居に伴って不要となった木くず、ビニール、石こう板などの一般廃棄物を2回に渡り約150kgを公園内の山林に投棄した。	罰金 50万円
借家を引き払うに際し、不用品の処分料に困り数回にわたり山林内に、冷蔵庫、洗濯機、家具類等約550kgを投棄した。	罰金 50万円
持ち家の売却に際し、不用品の処分料に困り、山林に、水中ポンプ、バキュームクリーナー、段ボール等約160kgを投棄した。	罰金 50万円
溜まったごみの処分に困り、河川敷において、座布団、空き缶、段ボール箱などの家庭ごみ約165kgを投棄した。	罰金 50万円
引っ越しの際、ごみの処分が面倒になり、カーペット、衣類、雑誌類などの家庭ごみ約270kgを投棄した。(男性1人、女性1人共犯)	罰金1人 50万円
溜め込んだ家庭ごみの処分に困り、河川敷に、紙くず、ペットボトル、空き缶等約160kgを投棄した。(男性2人共犯)	罰金1人 50万円

長野県環境部廃棄物監視指導課 調べ 電話：026-235-7203

◎野焼き

野焼きは、煙や悪臭により自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

長野県下の野焼きの罰金刑の事例

事例の概要	罰金刑
溜まったごみの処分が面倒になり、畑において、衣類、紙くず、段ボール等約0.7立方メートルを焼却した。	罰金 50万円
古タイヤの処分に困り、自己所有の畑において、タイヤ15本(約228kg)を焼却した。	罰金 50万円
解体した廃棄物の処分費用に困り、自社の資材置き場で、一般廃棄物の木くず、ベニヤ板等の建築廃材約2.1立方メートルを焼却した。	罰金 50万円

長野県環境部廃棄物監視指導課 調べ 電話：026-235-7203

廃棄物及び清掃に関する法律施行令第14条

野焼きの例外（特例として野焼きが許されているもの）

焚き火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの 例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー、庭木の剪定枝の焼却
農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の処理 例：稲わら、田や畑の法面等の草の焼却、伐採した枝の焼却など
風習、慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 例：ほんやり等の地域の行事における不用となった門松やしめ縄などの焼却
国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 例：河川管理者による河川管理をするために伐採した草木等の焼却
震災、風水害、その他の災害の予防、応急対策及び復旧のために必要な廃棄物の焼却 例：災害時における木屑の焼却、道路管理のために剪定した枝葉の焼却

◎注意すべき事項

- ★特に住宅地に近い場所などでは煙や灰による苦情につながります。また、日常的に行っている場合には軽微とは言えなくなりますので、付近への十分な配慮をしてください。
- ★焚き火が特例で許されているからといって、焚き火のついでにビニール等を燃やすことは焚き火ではなく、明らかに野焼きに該当します絶対にしないようお願いいたします。

不明な点は 役場ふるさと整備課環境保全係
43-2220（内線221）までお問い合わせください。



村では、歩いて通える範囲に保育所をといて願いから各地区に保育所を置き、特に3歳からは、就学前の幼児教育の機関としてまた、未満児については、家庭で保育ができない時の家庭の補完として保育にあたっています。保育所の運営は保護者の負担と一般財源でまかなっていますが、厳しい経済状況のなか子育て世帯の経済的負担を軽減するため、基準額を大きく改定することとしました。

今年度の改定方針

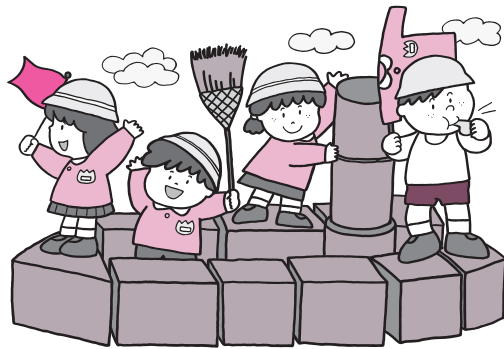
- 5・6階層をそれぞれ分割する。
- 徴収基準額の年齢区分を未満児・3歳児・4歳以上児とする。
- 基準額を平成21年度基準額を基に総体的に減額とする。
- 一つの世帯から複数入所の場合、

(阿智・清内路地区)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合 (円)	3歳児の場合 (円)	4歳以上児の場合 (円)
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税額が次の区分に該当する世帯	7,300 (6,300)	5,500	5,300
第3階層	市町村民税課税世帯	14,800 (13,800)	11,100	10,800
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円未満	20,200 (19,200)	15,300
第4-2階層		20,000円以上 40,000円未満	22,500 (21,500)	17,900
第5-1階層		40,000円以上 71,500円未満	26,800 (25,800)	19,700
第5-2階層		71,500円以上 103,000円未満	31,000 (30,000)	20,000
第6-1階層		103,000円以上 258,000円未満	35,600 (34,600)	20,800
第6-2階層		258,000円以上 413,000円未満	39,100 (38,100)	21,200
第7階層		413,000円以上	42,500 (41,500)	24,600

は改正部分

- * 3歳到達児童の保育料は、未満児の保育料から1,000円を減額します。
- * 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所している場合、保育料が軽減されます。
 - ・ 同時入所児童のうち1人目は全額徴収、2人目は1/2徴収、3人目は無料。
- * 3子目以降の3歳以上児は全額免除。3歳未満児は1/2徴収。
- * 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
 - ・ 第2階層は全額免除。第3階層は1,000円減額。
- * 阿智村に住所を有する広域入所児童1人あたり、徴収基準額に5,000円を加算。



2人目半額、3人目は無料とする。

- 3人目以降の児童の保育料を、3歳以上児全額、未満児半額免除は継続する。

なお、浪合地区のみ皆さんの基準額は据え置きとなりますが、3人同時入所の場合は、国の基準にならうい、3人目が無料となります。

保育料は、前年の所得により決定します。世帯の所得状況により保育料が変更になります。

(浪合地区)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合 (円)	3歳以上児の場合 (円)
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0
第2階層	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000
第3階層		村民税課税世帯	12,000
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	15,000
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	18,000
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	21,000
第7階層		413,000円以上	24,000

- * 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所する場合、保育料が軽減されます。
 - ・ 同時入所児童のうち1人目は全額徴収、2人目は1/2徴収、3人目は無料。
- * 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
 - ・ 第2階層は免除・第3階層は1,000円減額。

電源立地地域対策交付金事業

電源立地対策交付金は、電源用施設のある地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上のために行う事業に対して交付金を交付することにより、発電用施設の設置に係る地元理解促進等を図ることを目的として国から交付されます。

阿智村では、電源立地交付金を認可保育所の保育士給料の一部に活用しています。

交付金事業名称	福祉サービス提供事業 (保育所運営費)
平成21年度交付金額	10,900,000円
平成22年度交付金見込額	10,800,000円

農業委員会からのお知らせ

平成22年度の阿智村農作業労賃等については、下記のとおりです。

平成22年度 農作業標準労賃・機械作業料金

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。
3. 消費税5%は、内税とします。(機械作業のみ)

◎農作業労賃

(単位：円)

	作業別種類	単 位	標準労賃・機械作業料金	摘 要
稲作	一般作業	1日	6,400	
	田植作業	1日	6,500	
	防除作業	1時間	1,600	◎散布機持ち込み
畑作	一般作業	1日	6,400	
果樹	せん定作業	1時間	1,600	
	花付け作業	1時間	850	
	一般作業	1日	6,400	

◎機械作業料金

(単位：円)

	作業別種類	単 位	標準労賃・機械作業料金	摘 要
機械作業 (特殊田は別途考慮)	機械オペレーター	1時間	1,600	◎労務受託者のみ
	耕起のみ	10アール	8,500	◎15cm耕起を基準とする。 なお、面積3アール以下のほ場については、20%増とする。
	代かきのみ	10アール	12,500	◎代かきはあげ代を条件とする。
	田植作業	10アール	10,000	
	バインダー	10アール	10,000	◎結束ひも付 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
	コンバイン	10アール	23,000	◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
	ハーベスター	10アール	10,500	◎面積3アール以下のほ場については、20%増しとする。
	乾燥のみ	1俵	600	◎玄米 水分18%未満
			900	◎玄米 水分18%以上
	もみすり	1俵	900	◎技術者付き。 ◎20俵以下は20%増しとする。
S.S防除作業	10アール	3,500	◎農業は委託者持ち	

◎機械作業料金

(単位：円)

機 械 名	単 位	料 金	摘 要
乗用トラクター	10アール	5,000	◎耕起のみ ロータリー付
乗用型トラクター	10アール	5,000	◎歩行型は半額位
バインダー	10アール	5,000	
ハーベスター	10アール	5,000	
乗用モア	10アール	3,000	

※燃料は借受者持ちとする。

◎残苗料金

(単位：円)

残 苗	単 位	料 金	摘 要
	1箱	600	

お問い合わせ 農業委員会事務局 43-2220 (内線226)

はつき木館夏季展示 吉川優個展開催中

(八月二十日(月)まで)

伍和青見平在住で、日本画家吉川優氏の個展を開催。十数点の展示作品それぞれが、水墨の世界に想いを得て次代につながる挑戦がなされており、ぜひこの機会に御覧下さい。

●開館時間

九時三十分～十六時三十分

●休館日

火曜(祝日の場合、翌日休館)

●展示観覧料

大人 二百円(百五十円)

小人 百円

※()内は十名以上の団体料金。

【お問合せ先】

東山道・園原ビジターセンター

はつき木館

☎四四一〇〇一

<http://www.vill.achi.nagano.jp/visitor/index.html>

<http://www.vill.achi.nagano.jp/visitor/index.html>



園原ビジターセンター はつき木館

スキー場での農産物の直売について

阿智村三スキー場(へブンスそのはら、あららぎ高原、治部坂高原)より、夏の時期、紅葉の時期に地元の農産物(野菜・果樹等)を直売してみませんか?

詳しい内容については役場地域経営課 までご連絡下さい。

お問い合わせ

地域経営課

☎四三三三三〇(内線三三三)

クマの出没に

注意してください。

七月から九月は、山のえさが不足

となるため、果樹やトウモロコシ、民家付近の残飯などの餌を求めてツキノワグマが人家付近まで近づいて来てしまいます。

特に早朝や、夕暮れ時はクマが活発に行動する時間帯ですので、散歩や、農作業などの際はラジオや鈴などの音の出るものを携帯し、クマと遭遇しないよう注意しましょう。

また、クマを見かけたり、足跡など出没の形跡があった場合は役場まで情報提供の協力をお願いします。

問合せ、連絡先

ふるさと整備課 林務係

☎四三三三三〇

2010 信州ねりんピック スポーツ交流会

参加者募集

開催日

平成二十二年九月二十五日(土)

開会式会場

東御中央公園(東御市)

競技会場

東御中央公園

海野マレットゴルフ場(東御市)

競技種目 ダンススポーツ、グラウ

ンド・ゴルフ、ゲートボール、ソフトテニス、ソフトバレーボール、ペタンク、マレットゴルフ、ウォークラリー、弓道(九種目)

参加資格

県内在住の六十歳以上の方(昭和二十六年四月一日以前に生まれた人)

競技要項

競技要項(競技別)、参加申込書が下記HPよりダウンロードできます。

(HP <http://www.nicesenior.or.jp>)

参加費 五百円(一人)

申込締切

平成二十二年七月三十一日(土)

問合せ先 財団法人長野県長寿社会

開発センター

〒三八〇〇九二八

長野市若里七ー一七

電話 〇二六―二六―三七四一

HP <http://www.nicesenior.or.jp>

メール info@nicesenior.or.jp



第13回

熊谷元一写真賞コンクール

テーマ

『のびのびと』

村では名誉村民である熊谷元一さんの功績を顕彰し現在に活かして未来へ発展させようと、『のびのびと』をテーマとして、第十三回熊谷元一写真賞コンクールを行いました。

今回も、熊谷元一さんの「農村記録写真」精神にひかれた、四十一都道府県の三百七十七人の方から九百五十七点の応募があり、七月十七日（土）、阿智村観光センター（熊谷元一写真美術館）において、入選作品の表彰式が行われました。



元一写真大賞 『祭りに打ち込む男衆』
鹿島和生（撮影地：福岡県福岡市）



阿智村賞 『ネット裏の世界』
鹿内峻一（撮影地：箱根彫刻の森美術館）



信毎賞 『おばあちゃんとキャベツがぬれちゃう!!』
稲田加奈子（撮影地：長野県大鹿村）

阿智村では、平成八年八月、農村記録写真を通して心豊かな生活文化の創造に役立てるため、「農村記録写真の村」宣言をしています。芸術作品ではない民衆の生活を撮り記録していくことを目的として、平成十年よりこのコンクールを行っていますが、十三回目となる今回も全国から力作が寄せられました。

〈審査員講評〉

あわただしく過ぎてゆく現代社会。生活にゆとりがなくなっている時代に熊谷元一先生の写真を拝見しますと、そこには心癒される人間生活の原点がありました。今回は、そうした動きを表現していただくこと『のびのびと』というテーマで募集しました。

対象の「祭りに打ち込む男衆」は、働きずくめの男性がそこから解放され、祭りに酔いしれるのびやかな表情。画面全体が男の顔だけで占められています。撮影テクニクとして後幕シンク口を利用し人間の動きをリアルに表現できたことで、華やかな祭り全体の雰囲気伝わってきます。

出品作全体を見ますと、日

テーマ部門		
作品名	お名前	住所
☆一般の部		
○元一写真大賞		
「祭りに打ち込む男衆」	鹿島 和生	(福岡県 福岡市)
○阿智村賞		
「ネット裏の世界」	鹿内 竣一	(大阪府 大阪市)
○信毎賞		
「おばあちゃんとキャベツがぬれちゃう」	稲田加奈子	(長野県 大鹿村)
○JAみなみ信州賞		
「おととと」	中川 晋	(秋田県 羽後町)
○優良賞(2点)		
「はだか電球であそぶ」	北村日出子	(長野県 信濃町)
「子の為、孫のため」	柴山 洋	(神奈川県 横浜市)
○佳作(20点)		
「曾おばあちゃんとの語らい」	渡部美智子	(愛媛県 松山市)
「青春」	西田 叔弘	(滋賀県 大津市)
「天気晴朗」	風間 基和	(新潟県 新潟市)
「なにしてるの?」	清水 昭代	(鳥取県 鳥取市)
「ひと休み」	尾沼 深志	(長野県 上田市)
「砂丘」	大岡 雅人	(群馬県 高崎市)
「おちる」	亀田きょうかず	(和歌山県 田辺市)
「ケガにも負けず」	山田 英雄	(静岡県 静岡市)
「石投げ」	八木 英雄	(宮城県 仙台市)
「仲よし兄弟」	丸山ゆき江	(長野県 松本市)
「みんな友達」	竹内 朗	(千葉県 千葉市)
「つかのまの語らい」	中山 千明	(長野県 上田市)
「優しい時間」	佐藤 恵利	(東京都 小平市)
「熱い想いのエモーション」	鈴木 明久	(東京都 世田谷区)
「熱演」	本間 成子	(神奈川県 小田原市)
「放課後」	下平 雅章	(長野県 飯田市)
「アッカンベー君」	深井富己子	(長野県 長野市)
「わたしたちの灯籠祭り」	塚田 義一	(長野県 長野市)
「生きてる」	西村 美枝	(長野県 長野市)
「ハイ」	高畑 良樹	(長野県 長野市)
☆高校生以下の部		
○飯田信用金庫賞(4点)		
「のびのび…」	岡村 智聖	(山口県 山口市)
「今日はクラスマッチ」	梶山 春美	(熊本県 熊本市)
「夏よ、来い恋」	畠山穂菜美	(千葉県 鴨川市)
「大自然の中で」	山口 翔	(千葉県 鴨川市)



JAみなみ信州賞 『おととと』
中川 晋 (撮影地：秋田県湯沢市)



優良賞 『はだか電球であそぶ』
北村日出子 (撮影地：長野県信濃町)



優良賞 『子の為、孫のため』
柴山 洋 (撮影地：中国・天壇公園)

常生活の中のさりげない風景が題材となっていたところが良かったと思います。「今でもこんなのかな光景があるのだ」と、審査員もびっくりするほどの作品がたくさんあり、一服の安らぎを与えていただきました。

【次回テーマ】「ふじや」

子どもたちは国の宝です。少子化と言われる今、ますますその感強まっています。熊谷元一先生のカメラアイも子どもの姿を写すことから始まりました。純真な『ごども』を写すことで、明るい未来を感じさせる作品を作ってください。子ども同士に触れ合い、親や家族との絆、運動会や遠足での活動などいろいろな場面を期待しています。

なお、次回からテーマにとられない「阿智村内撮影部門(阿智村撮影賞)」を設けます。阿智村内で撮影した作品の全てを応募の対象とします。村外の方々も、人情、風光がたおやかな阿智村にぜひ足をお運びいただき、阿智村を写した作品をお寄せ頂きたいと思えます。

(審査員長 伊東征彦)

集落維持のために空き家をお貸しください

村内のいくつもの集落では、少子化や高齢化、人口の自然減などにより、今後、集落を維持していくことが困難と見られる集落ができてきました。村ではその定義として、役場から一・五km以上離れ、かつ、高齢化率が四十%以上の集落を重点的に定住者維持を行う集落とし、現在十四別表一)の集落を指定しています。

村では、集落維持や人口減少をくい止めるための施策として、「阿智村空き家情報活用制度」を設けました。

■空き家情報活用制度へご登録を!!

この制度は集落内の空き家活用を促進するため、集落内の空き家で賃貸や売買可能な物件について、所有者から村の窓口はその空き家の登録をしていただき、その情報をインターネットや窓口での相談などで必要とする方に提供して、空き家利用の促進をはかるものです。

*ただし、具体的な物件の賃貸については、当事者間の契約となります。

■空き家情報活用制度の実績

二十一年度は、二十軒の空き家登録がありました。その内十二軒に新たに入居者がありました。また、空き家利用希望者は、三十六人登録があり、まだまだ空き家が不足している状況です。

■空き家貸借の現場の状況

村内には、まだいくつもの空き家があり、集落での調査結果や隣家の方々の情報を頂き、村では空き家調査を行い、賃貸や売買の可否について、所有者と交渉を行っています。現場では次のいくつもの事柄により、貸借に至らない現状があります。

- ・お盆などに兄弟が帰ってきたときの休憩場所としたい。
- ・家の中に家財があり片付かない。
- ・下水道へのつなぎ込みがされていない。などです。

今後これらの課題を解決する中で、制度を活用し多くの方が阿智村に住んでいただけるように、集落計画で

空き家の活用促進を位置付けていただき、さらには集落をあげて空き家所有者への働きかけをしていただくなど、集落維持のため、空き家をお貸しいただけるよう地域をあげての推進をよろしく願います。

■制度を利用されると次のメリットがあります。

- ①「ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金」制度により、空き家の賃貸・売買などのために必要な整備(ゴミの廃棄、雨漏り修繕など)経費の二分の一が助成されます。ただし、補助金の限度額は二十万円までとし、一物件一回限りの助成とします。
- ②村のホームページの中で、空き家情報として情報の発信をいたします。(ご希望により)
- ③空き家利用希望者には、村に住む宣誓書と個人情報登録していただくため、賃貸の連絡調整が比較的スムーズに行なうことができます。
- ④役場窓口を訪れるU-Jターン希望者へ情報の提供を行うことができます。

別表1 集落維持重点集落

地区名	集落名
伍和地区	青見平・寺尾
智里東地区	大沢
智里西地区	濃間・中央・横川
浪合地区	恩田・宮本・浪合上町・下半堀
清内路地区	中区・登区・清水区・上二区

登録のお申し込み・手続きなど

阿智村ホームページ

<http://www.vil.achi.nagano.jp>

→要綱 申込書を掲載しています。

役場窓口でも受け付けています。

【お問い合わせ・お申し込み】

阿智村役場 協働活動推進課

定住支援センター

☎0431-22210 (内線511)

☎0431-22211

E-mail: info@vil.achi.nagano.jp



お待たせしました!

国保の特定健診受診券を配布します。

～村の集団健診は8月2日から始まります～

国民健康保険に加入の特定健診対象者の方(40才～74才)に、特定健診受診券を7月中旬ごろ配布します。特定健診を受診する際に提出して頂きますので無くさないようお持ちください。

7月1日現在、今年度の特定健診受診希望者は732名です。

(内訳)	村の集団健診	406名
	医療機関等の個別健診	326名

現在の受診率は **56.1%** です。

※特定健診対象者の方で、調査表に回答のない方は、保健師が電話で確認させていただきます。

特定健診 Q & A

質 問	回 答
村の健診の項目は何ですか？	<p>内蔵脂肪に着目した脳卒中、心筋梗塞など血管病を予防する健診項目です。</p> <p>身長、体重、腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿酸*、眼底検査*</p> <p>*は村独自追加項目です。</p> <p>・自己負担額：1,000円</p> <p>また特典として、筋肉量の測定や、みそ汁の塩分濃度測定も無料で行えます。</p>
医療機関で特定健診を受けられますか？	<p>原則可能ですが、必ずご希望の医療機関にお問い合わせ下さい。</p> <p>調査表に「医療機関で受ける」と記入された方には受診券と合わせて案内を同封します。</p> <p>・医療機関に必ず事前予約をして下さい。</p> <p>・持ち物：受診券・保険証</p> <p>・自己負担額：2,500円</p>
高血圧で治療中なのですが、特定健診は受けなくていいですか？	<p>特定健診は治療中の方も対象です。受診率にも影響しますので、受診して下さい。</p>
特定健診は昨年受けたのですが？	<p>特定健診は毎年受けましょう。継続して受けることにより、自分の体の記録にもなります。昨年受けた方はぜひ続けて受けましょう。</p>

お問い合わせ・申し込みは 保健師まで

電話 **43-2220** (内線228)

阿智高だより



阿智村のみなさん、こんにちは。蒸し暑い日が続きますが、お元気でお過ごしですか？ 生徒たちも元気に学習やクラブ活動、さまざまな行事に取り組んでいます。

1学期の主な歩みをお知らせします。

伝統行事『漢字クワスマッチ』(6/3)

満点を獲得した2名は、後日、飯田エフエム放送に出演しました。



みんな真剣に取り組んでいます



緊張せずに話せたかな!?

『教育実習』(5/31~6/18)

4名の実習生を迎え、3週間の実習が行われました。

目標に向かって努力する先輩の姿に、在校生も大いに刺激を受けたことと思います。



研究授業の1コマ(地歴公民)

2年生と実習生との『語る会』

第53回棟祭『I wish ~笑顔♥元気♥心をつなげ~』(7/3~4)

「人と人との交流を深め、一人一人が成長できる棟祭にしたい」「全員が元気かつ笑顔に自然になれるようにしたい」という“願い”を込め、各係やクラブ、クラスの活動や発表に取り組みました。

大勢の地域の方々にご来校いただき、ありがとうございました。



テーマ発表で準備が本格スタート！
(6/8生徒総会)



ポスターも好評でした



校門のアーチ完成！
総務会メンバーと



開祭式・迫力の太鼓演奏『木龍』(2年人間コース)



クラス展より ~不思議な鏡の部屋~(3年C組)



運動会
各種目大いに盛り
上がりました



後夜祭
県大会出場バンド
“あるまじろ”

これからの行事	
7月	29日(木) 夏期休業 ~8月22日(日)
	30日(金) 中学生の体験入学
8月	23日(月) 始業式・実力テスト 28日(土) PTA研修旅行
9月	10日(金) 生徒会立会演説会 15日(水) 中間テスト ~17日(金)
	24日(金) 交通安全講話
10月	7日(木) 強歩大会 14日(木) 2学年修学旅行 ~16日(土)
	28日(木) 生徒総会

2学期もよろしく
お願いします。

Photo report [フォト・レポート]

ハナモモの写真を 寄付していただきました



名古屋市緑区在住の村田彰さんから、清内路のハナモモを撮影した大判写真が寄付されました。ご寄付いただいた写真は日本大判写真家協会が主催する、第7回中大判公募展で入選された作品です。全国の展覧会が終了し、当地へご寄付いただきました。清内路峠にオープンする「清内路健康の森」へ展示させていただきますので、皆様ご覧ください。

暴力団は 入居できません



村では、6月定例議会で公営住宅などから暴力団員を排除するための条例改正を行いました。この趣旨に合わせ、飯田警察署と情報提供など協力体制をとっていくための協定調印を七月九日、阿智村役場で厳粛に行いました。

道の日フェスタ in信州平谷 の開催

八月は道路ふれあい月間です。

八月十日の「道の日」(国土交通

省が昭和六十一年に制定)に合わせ、

道路の意義、重要性について、皆さ

んに関心をもっといただいため、普

及啓発事業「道の日」信州平谷こ

が開催されます。

▼日時 八月七日(土)～八月九日(月)
午前十時～

▼場所 道の駅 信州平谷(下伊那郡
平谷村二五二国道一五三号沿い)

▼内容

・道路愛護功労者等表彰式(八月九日)

・道路に関するパネル展(八月九日)

・飯田、下伊那の道の駅四駅(遠山郷、信

州平谷、信濃路下條、信州新野千石

平)による物産展(八月七日～九日)

▼主催 道の日事業実行委員会

(国土交通省飯田国道事務所、長野

県飯田建設事務所、飯田市、下伊

那郡町村会)

▼問合せ

道の日事業実行委員会事務局

(飯田建設事務所 維持管理課 管理
係 ☎0265-1531045)

ご存知ですか?
「中退共」の
退職金制度
なら、掛金
に国の助成
が受けられ
ます。

国の制度だから 安心・確実!

●新規加入や掛金月額を
増額する場合、掛金の

一部を国が助成します。

●掛金は全額非課税で、
手数料もかかりません。

外部積立型だから 管理が簡単!

●従業員ごとの納付状況や
退職金試算額を事業主に
お知らせします。

◎パートさんもご加入
いただけます。

◎適格退職年金制度
からの移行先です。

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

☎03-3434-6105(代表)
☎03-3434-6100

詳しくはホームページをご覧ください。

阿智村の夏、今年の夏

年 金太郎



あぜみち

来年は三六災害から五十年目の年になります。三六災害の復旧が、私の役場就職、最初の仕事でしたのでその被害の大きさは、鮮明に覚えていきます。

その後、大雨によるいくつもの災害を経験してきました。尊い同僚の死もありました。平成一二年の戸沢を襲った災害以来大災害に見舞われていません。

今、極地的な豪雨による被害が全国各地でおきています。大雨により従来の表層崩落ではなく、深層崩落という山全体が流れ出すという災害が発生しているのです。

山間地に暮す私達は、常に災害と隣り合わせで暮していることを忘れてはなりません。

自分の周りに危険な所はないか、災害がおきたらどう非難するか等々家族で地域で考えておくことが大切です。今年の無災害を祈りつつ。

(一)